

事実婚で不妊治療を希望されている患者様へ

当院では、事実婚の御夫婦が不妊治療を希望される場合に、生まれてくるお子様の法的地位の安定のため、それぞれ別の婚姻関係がなく未婚であること、夫婦として双方が不妊治療に望み、生まれてくるお子様を認知する意思があることを確認させていただいております。

このために、お二人の戸籍謄本と住民票、当院の「事実婚夫婦治療同意書」を提出していただきます。

提出書類がそろわない場合、タイミング治療・人工授精・体外受精を実施することができませんのでご了承ください。

また、治療中に事実婚を解消された場合、治療の継続はできなくなりますので、速やかに医師にお申し出ください。

治療に際して、未入籍であることに関する起因するトラブルが生じたとしても、当院は一切の責任を負えませんのでご了承ください。

必要書類について

お二人それぞれの戸籍謄本（発行日から3か月以内のもの）

住民票

事実婚夫婦治療同意書

以上の書類を治療開始日までにはかならずご用意ください。

山下湘南夢クリニック

事実婚夫婦治療同意書 (提出用)

医療法人社団 煌の会 山下湘南夢クリニック
院長 山下 直樹 殿

- ① 私たちは、貴院の事実婚の夫婦に対する治療について理解し、夫婦（事実上の婚姻関係）として不妊治療を受けることを同意します。
- ② 治療に際して、未入籍であることに関して生じたすべてのトラブルについて貴院に一切の責任を問いません。
- ③ 事実婚を解消した場合は速やかに医師に申し出ます。
その際は治療の継続ができないことを理解しています。
- ④ 提出書類に不備がある場合は治療ができないことを了承します。
- ⑤ 治療の結果、出生した子について認知します。
- ⑥ 通院中は貴院のルールに従います。

署名は各々自署（代筆不可）をお願いします。

年 月 日

妻 署名： _____ (印)

夫 署名： _____ (印)

事実婚夫婦治療同意書 (患者様控え)

医療法人社団 煌の会 山下湘南夢クリニック
院長 山下 直樹 殿

- ① 私たちは、貴院の事実婚の夫婦に対する治療について理解し、夫婦（事実上の婚姻関係）として不妊治療を受けることを同意します。
- ② 治療に際して、未入籍であることに関して生じたすべてのトラブルについて貴院に一切の責任を問いません。
- ③ 事実婚を解消した場合は速やかに医師に申し出ます。
その際は治療の継続ができないことを理解しています。
- ④ 提出書類に不備がある場合は治療ができないことを了承します。
- ⑤ 治療の結果、出生した子について認知します。
- ⑥ 通院中は貴院のルールに従います。

署名は各々自署（代筆不可）をお願いします。

年 月 日

妻 署名： _____ (印)

夫 署名： _____ (印)